

令和7年度 第10回 常設審議委員会 次第

【メモ】

開催会場 第二水産ビル 8階 8BC 会議室

開催月日 令和 8年 2月20日(金)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

1) 令和8年度税制改正大綱主要項目について

2) 令和8年度農業委員会組織関係予算の概算決定について

6 協 議

1) 令和9年度 農業政策と予算に関する要望書(原々案)について

7 その他

次回 令和7年度第11回常設審議委員会は、令和 8年 3月19日(木曜日)

開会時間は、13:30です。※ 開催時間を変更する可能性があります。

場所は、第二水産ビル 8階 8BC 会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

8 閉 会

令和8年度税制改正大綱 主要項目

○ 物価上昇に連動して基礎控除額等を引き上げる仕組みの創設

現行 所得税の基礎控除：定額

物価上昇＝実質的な税負担の増加

直近2年間の消費者物価指数の上昇率を乗じて調整

令和8・9年分の所得に適用される控除額 上昇率6.0% 現行58万円を62万円

給与所得控除の最低保証額 現行65万円を69万円

※ 物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置を要しない。

○ 軽油取引税の当分の間、税率の廃止

令和8年4月1日に廃止。

※ これに伴い、軽油取引税の減免措置等も廃止

○ 個人所得税

所得金額が2,350万円以下の個人の控除額を4万円引き上げ

○ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

3年延長

○ 青色申告特別控除

貸借対照表・損益計算書の添付、e-TAXを条件に55万円を65万円

○ 65万円の青色申告特別控除を75万円に引き上げ

※ 電子帳簿保存を行っている又は、貸借対照表・損益計算書の提出を提出期限までにe-TAXを使用して提出している。

○ 農地に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用農地について、収用交換等により譲渡した場合の利子税の全面免除を5年延長

○ 農用地利用集積等促進計画による売買時の所有権移転登記に対する登録免許税の軽減措置の2年間延長

○ 農地バンクが農地を取得した際の登録免許税の軽減措置を2年間延長

○ 所有する農地の全てを一括して農地バンクに貸付した場合の固定資産税の減免措置を2年間延長

令和8年度税制改正大綱

令和7年12月19日
自由民主党
日本維新の会

令和 8 年 度
税 制 改 正 要 望

令和 7 年 8 月
農 林 水 産 省

第 1 農業の持続的な発展

- 1 認定就農者のために農業協同組合等が取得した一定の償却資産の課税標準の特例措置（5年間、課税標準の1/3控除）の2年延長等（固定資産税）
- 2 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置（貸付期間10年以上で、3年間、課税標準の1/2控除等）の2年延長等（固定資産税・都市計画税）
- 3 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）
- 4 農業者年金の保険料上限額の引上げに伴う税制上の所要の措置（所得税、個人住民税）
- 5 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の3年延長（所得税・法人税、個人住民税）
- 6 農業者が農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の2年延長（登録免許税）

【復興庁共管】

- 7 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の2年延長（登録免許税）
- 8 制度資金など関連施策の見直しに伴う税制上の所要の措置（複数税目）
- 9 新品種の育成・普及に向けた農研機構の業務追加等に伴う税制上の所要の措置（複数税目）

第 2 食料安全保障の強化

- 1 輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用資産の割増償却（機械・装置30%、建物等35%）の2年延長（所得税・法人税）
- 2 特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づく事業用施設に係る課税標準の特例措置（資産割1/4控除）の2年延長（事業所税）

- 3 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の2年延長等（所得税・法人税）

【経産省等2省共管】

- 4 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除〔研究開発税制〕の拡充及び延長（所得税・法人税、法人住民税）

【経産省等9府省庁共管】

- 5 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の2年延長（不動産取得税）

【経産省等2省共管】

第3 環境と調和のとれた食料システムの確立

- 1 みどりの食料システム法に基づく実施計画の認定を受けた場合の環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却（機械・装置等32%、建物等16%）の2年延長（所得税・法人税）

- 2 バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2控除等）の2年延長（固定資産税）

- 3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（3年間、本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）の2年延長等（固定資産税）

※特例割合（バイオマス発電設備（1万kw以上）の場合）：2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等2省共管】

- 4 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置（本来の課税標準額に特例割合を乗じた額を課税標準とする）の2年延長〔畜産事業場の汚水・廃液処理施設〕（固定資産税）

※特例割合：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲で条例で定める割合（わがまち特例）

【経産省等2省共管】

- 5 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の2年延長等（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等2省共管】

第4 森林・林業施策の推進

- 1 山林所得に係る森林計画特別控除（収入金額の20%の控除等）の2年延長（所得税）

- 2 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）

第5 水産施策の推進

農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の3年延長（石油石炭税）（再掲）

第6 東日本大震災からの復興

- 1 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の3年延長（所得税・法人税）
【復興庁等3省庁共管】
- 2 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の3年延長等（所得税・法人税）
【復興庁等2省庁共管】
- 3 東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の5年延長（印紙税）
【金融庁等3省庁共管】
- 4 被災代替償却資産（漁船）に係る固定資産税の特例措置の所要の見直し（固定資産税）
【復興庁等2省庁共管】

第7 その他

- 1 米の生産性の向上等に向けた取組を支えるための方策の検討
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討
【内閣官房等13府省庁共管】
- 3 厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し（法人税）
【厚労省共管】

- 4 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）
（所得税）
【金融庁等2省庁共管】
- 5 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等（所得税、個人住民税）
【金融庁等3省庁共管】
- 6 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置
の延長（法人税、法人住民税）
【厚労省等6省庁共管】
- 7 社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の
緩和（複数税目）
【厚労省共管】

[税制改正見直し事項（廃止・縮減）]

- 1 東日本大震災の被災者等が被災した農用地の代替農用地を取得し
た場合の所有権の移転登記等の免税措置の縮減（登録免許税）
【復興庁共管】
- 2 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産
の譲渡に関する契約書等の非課税措置の縮減（印紙税）
【復興庁共管】
- 3 東日本大震災の被災者等が被災農用地に代わる農用地を取得した
場合の課税の特例措置（被災農用地の面積相当分を控除）の廃止
（不動産取得税）
【復興庁共管】
- 4 東日本大震災の被災者等が建造又は取得した漁船に係る所有権の
保存登記等の免税措置の廃止（登録免許税）
- 5 東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船
の譲渡に関する契約書等の非課税措置の廃止（印紙税）
- 6 東日本大震災の被災代替資産等（漁船）に係る特別償却（24%）
の廃止（所得税・法人税）
【復興庁等2省庁共管】

令和8年度農業委員会組織関係予算の概算決定について

令和8年1月9日
(一社)全国農業会議所

I. 令和8年度農業委員会組織予算の概算決定をめぐる情勢等

1. 組織予算の状況

農業委員会組織に新規予算

農業委員会組織予算は『農地の集約化等の取組の加速化』として、これまで同様に農地中間管理事業等とともに位置づけられた。

「農地利用最適化推進事業（旧：農地利用最適化交付金）」は1億3,200万円の減額となったが、「機構集積支援事業」は7億1,800万円の増額、「所有者不明農地対策事業」が3,300万円の増額で、それ以外の事業では令和7年度と同額を措置した。

組織予算全体としては令和7年度より6億1,900万円増の127億5,900万円となった。

2. 組織予算の各事業の状況

①機構集積支援事業【34億6,700万円・対前年度7億1,800万円増】

市町村農業委員会の法定事務、都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議、以下「都道府県機構」。）の研修及び巡回支援、全国農業委員会ネットワーク機構（全国農業会議所、以下「全国機構」。）の研修及び農業委員会サポートシステムの保守・改修等にかかる経費を支援する事業。

市町村農業委員会へは、遊休農地の所有者や不在村地主等への意向調査、所有者不明農地の権利関係調査や公示制度に必要な取り組み、農地情報・出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援し、本年度と同額を措置した。なお、不在地主対策は今後の農地集約化等の支障になる恐れが高く、対応が急がれるため、農地の活用意向調査経費として補助対象に追加している。

都道府県機構へは、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」。）の資質向上に向けた研修を支援する予算、管内の農業委員会への巡回支援の予算（2億3,000万円）を令和7年度と同額で措置した。

全国機構へは、研修や各種調査、農業委員会サポートシステムの保守、利便性向上のための改修等にかかる経費として7億1,800万円増額された。

②農業委員会交付金【47億1,800万円・対前年度同額】

農業委員会に対して、農業委員・推進委員の手当、事務局職員の設置、農地調査・資料整備にかかる経費を支援。令和7年度と同額を措置した。

③農地利用最適化推進事業（旧：農地利用最適化交付金）

【39億1,900万円・対前年度1億3,200万円減】

本事業は、農地利用の最適化に向けた農業委員及び推進委員の積極的な活動に要する経費を交付し、両委員の報酬の上乗せを図るものとして平成28年度より措置されている（令和8年度より名称変更）。毎年度、多額の不用を出していることから予算額は漸減しているものの、令和8年度は1億3,200万円減の39億1,900万円となった。

予算の執行率は、令和4年度が77%、令和5年度が71%、令和6年度が65%と低下傾向で、執行額は6年度が29億8,300万円で初めて30億円を下回り、不用額は約15億7,700万円にも及んだ。活用した農業委員会数は1,397委員会（82%）と微増のため、1農業委員会あたりの執行額が減少している。活用の推進には毎年度組織をあげて取り組んでいるものの結果が付いてこない状況にある。令和7年度は35億円配分されたが交付決定額は30億円に届かない可能性が高く、年度末に向けて更なる活用を推進する必要がある。

令和8年度は、地域計画の実現による農地の集約化に向けて地域を牽引する団体を支援する「農地集約化支援」のメニューが事務費部分に新たに措置されていることを踏まえ、改めて全ての農業委員会で活用されるよう、年度当初からの予算活用に向けた当初予算の計上又は補正予算の編成、上乗せ報酬条例の制定、臨時職員の確保、業務委託の実施、農家意向調査の実施など農業委員会の実情に応じて働きかけ、支援を行うことが求められる。

事務費として配分される農業委員会の実績に応じた交付金（予算額の20%以内で農地集約化支援を含む）は特に事務局が人員不足の農業委員会に対して、臨時職員の人件費や業務委託などに活用して負担軽減を進めることも重要である。人件費等での活用が難しい場合においても、その他の用途（委員への実費弁償、研修会等の資料代や会場借料、最適化活動にかかる各種費用等）に活用できないか検討を進めてもらうことも重要である。

「農地集約化支援」（5億円相当）は今後、農水省と財務省とで事業実施要綱等の詳細が詰められるが、現時点の内容は以下の通り。

ア) 対象経費は、地域計画のブラッシュアップ・実現に向けて必要な取組として、外部アドバイザーの設置、農地所有者・耕作者への意向把握、目標地図の素案の作成、農地の利用調整活動（利用権設定、耕作者間調整）、農用地利用集積等促進計画案の作成、地域の話合い会議開催、その他必要な活動（事務費本体との重複申請は不可）。

イ) 交付要件は、対象地区の地域計画内の農地集約率を令和12年度までに7年度末より20ポイント上昇させる目標を設定して実現に向けて取り組むこと。

ウ) 事業スキームは、都道府県が地域計画や農地集約化の早期実現の機運が高い市町村を指定し、市町村が市町村、農業委員会、農地バンク、土地改良区、JA等から1団体を指定して事業を実施。指定団体は目標達成に向けた行動計画を都道府県に提出して認定を受ける流れ。

エ) 実施は全国100市町村、上限500万円で3年間の継続実施が可能。各都道府県で2以上の農業委員会が取り組むよう働きかけることが重要である。

農水省に対しては、農地集約化支援の実施要綱作成等に向けて使いやすい予算となるよう働きかけを行う。

④都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金【5億2,300万円・対前年度同額】

都道府県機構が農地法に規定された業務を行うためにかかる経費（人件費や旅費等）が対象となる。令和7年度と同額を措置。

⑤所有者不明農地対策事業【1億3,200万円・対前年度3,300万円増】

所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取り組みを支援するための都道府県機構に対する予算。農業委員会による探索・公示等の仕組みを活用して所有者不明農地の利活用を推進する。

都道府県機構に設置した企画員が所有者不明農地の解消に取り組む農業委員会に対して、取り組みの進捗把握、課題解決やロードマップ作成に向けての助言、相談対応等を行う。

8年度は各都道府県で4地区を選定して支援し、取り組み事例は横展開する。なお、正職員を企画員にすれば活動に要する実働に応じた対価を支出できる。

増額は対象地区を3地区から4地区に増加することに伴う経費相当分。

Ⅱ. 令和 8 年度農業委員会組織関係予算の概算決定額の一覧

令和 8 年度概算決定額	令和 7 年度予算額（概算決定額）
農地中間管理機構関連予算	農地中間管理機構関連予算
農地中間管理機構事業※国費部分のみ (46億4,400万円・対前年度3億6,800万円増)	農地中間管理機構事業※国費部分のみ (42億7,600万円)
農地集約化促進事業 (80 億円・令和 7 年度補正予算)	—
—	機構集積協力金交付緊急対策事業 (80 億円・令和 6 年度補正予算)
機構集積支援事業 (34 億 6,700 万円・ 対前年度 7 億 1,800 万円増)	機構集積支援事業 (27 億 4,900 万円)
(1) 遊休農地の所有者の利用意向調査 (2) 所有者不明農地等の権利関係調査 (3) 農業委員・推進委員の研修 (4) 農地情報システム関連の改修・維持管理 (5) 農地情報のデータベース化 (6) 都道府県機構の巡回支援 等	(1) 遊休農地の所有者の利用意向調査 (2) 所有者不明農地等の権利関係調査 (3) 農業委員・推進委員の研修 (4) 農地情報システム関連の改修・維持管理 (5) 農地情報のデータベース化 (6) 都道府県機構の巡回支援 等
農業委員会交付金 (47 億 1,800 万円・対前年度同額)	農業委員会交付金 (47 億 1,800 万円)
農地利用最適化推進事業 (39 億 1,900 万円・ 対前年度 1 億 3,200 万円減)	農地利用最適化交付金 (40 億 5,100 万円)
都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (5 億 2,300 万円・対前年度同額)	都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (5 億 2,300 万円)
所有者不明農地対策事業 (1 億 3,200 万円・ 対前年度 3,300 万円増)	所有者不明農地対策事業 (9,900 万円)
農地調整費交付金 (4,700 万円・対前年度同額)	農地調整費交付金 (4,700 万円)
農地中間管理機構関連対策	農地中間管理機構関連対策
農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業農村整備事業〈公共〉で実施) (624 億 6,900 万円の内数・ 対前年度 52 億 9,400 万円減)	農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業農村整備事業〈公共〉で実施) (677 億 6,300 万円の内数)
※この他、令和 7 年度補正予算で 1,034 億 7,900 万円の内数を措置	※令和 6 年度補正予算で 988 億 4,000 万円の内数を措置

<p>農地耕作条件改善事業 (202億7,500万円・ 対前年度4億3,200万円増) ※この他、令和7年度補正予算で100億円を 措置</p>	<p>農地耕作条件改善事業 (198億4,300万円)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------

—	<p>地域計画実現総合対策 (383億7,000万円) ※この他、令和6年度補正予算で663億 6,400万円を措置</p>
<p>地域計画の実現に向けた支援 (526億8,700万円) ※この他、令和7年度補正予算で936億1,900 万円を措置</p>	—
<p>最適土地利用総合対策 (70億4,500万円の内数・ 対前年度3億4,400万円減) ※農山漁村振興交付金の内数 ※この他、令和7年度補正予算で同交付金に 29億2,500万円を措置</p>	<p>最適土地利用総合対策 (73億8,900万円の内数) ※農山漁村振興交付金の内数 ※この他、令和6年度補正予算で同交付金に 13億2,500万円を措置</p>
<p>地域農業構造転換支援対策 (29億2,000万円・ 対前年度9億3,400万円増) ※この他、令和7年度補正予算で128億 5,600万円の内数を措置</p>	<p>農地利用効率化等支援交付金 (19億8,600万円) ※この他、令和6年度補正予算で27億700万 円の内数を措置</p>
<p>地域農業構造転換支援事業</p>	
<p>新規就農者チャレンジ事業</p>	
<p>スマート農業研修教育環境整備事業</p>	
<p>農地利用効率化等支援事業 (10億8,700万円)</p>	
<p>農業経営・就農支援体制整備推進事業 (6億円・対前年度同額) ※この他、令和7年度補正予算で1億1,000 万円を措置(地域外からの担い手参入促進 緊急対策)</p>	<p>農業経営・就農支援体制整備推進事業 (6億円)</p>
<p>農業経営・就農サポート推進事業</p>	<p>農業経営・就農サポート推進事業</p>
<p>経営発展・就農促進委託事業</p>	<p>経営発展・就農促進委託事業</p>
<p>地域外からの担い手参入促進緊急対策 (令和7年度補正予算)</p>	—

優良経営体表彰等事業	優良経営体表彰等事業
—	経営継承・発展等支援事業 (5,500万円)
新規就農者育成総合対策 (104億2,700万円・ 対前年度3億2,100万円減) ※この他、令和7年度補正予算で54億1,600 万円を措置	新規就農者育成総合対策 (107億4,800万円) ※この他、令和6年度補正予算で54億1,600 万円を措置
経営発展支援事業	経営発展支援事業
就農準備資金・経営開始資金	就農準備資金・経営開始資金
農地の受け手確保に向けた 新規就農者誘致環境整備事業	農地の受け手確保に向けた 新規就農者誘致環境整備事業
農業教育高度化事業	農業教育高度化事業
農業人材確保推進事業	農業人材確保推進事業
雇用就農の総合的な推進 (28億1,600万円・ 対前年度2億2,200万円減) ※この他、令和7年度補正予算で12億7,500 万円の内数を措置	雇用就農の総合的な推進 (30億3,800万円) ※この他、令和6年度補正予算で12億7,500 万円の内数を措置
雇用就農資金	雇用就農資金（トライアル雇用含む）
トライアル雇用就農促進事業	
雇用体制強化事業（うち推進体制整備コ ース）	雇用体制強化事業（公募）

外国人材受入総合支援事業 (2億4,700万円・ 対前年度5,100万円増) ※この他、令和7年度補正予算で12億7,500 万円の内数を措置	外国人材受入総合支援事業 (1億9,600万円) ※この他、令和6年度補正予算で12億7,500 万円の内数を措置
共同利用施設の整備支援 (337億5,200万円・ 対前年度138億円増) ※この他、令和7年度補正予算で616億 8,300万円を措置	共同利用施設の整備支援 (199億5,200万円)
強い農業づくり総合支援交付金 (120億1,300万円・ 対前年度6,100万円増)	強い農業づくり総合支援交付金 (119億5,200万円)
新基本計画実装・農業構造転換支援事業 (217億3,900万円・	新基本計画実装・農業構造転換支援事業 (80億円)

対前年度 137 億 3,900 万円)	
農業者年金事業 (760 億 500 万円・対前年度同額)	農業者年金事業 (760 億 500 万円)
特例付加年金助成補助金 (6 億 2,100 万円・対前年度同額)	特例付加年金助成補助金 (6 億 2,100 万円)
農業者年金給付費等負担金 (753 億 8,400 万円・対前年度同額)	農業者年金給付費等負担金 (753 億 8,400 万円)
(独) 農業者年金基金運営費交付金 (46 億 300 万円・ 対前年度 3 億 4,000 万円増)	(独) 農業者年金基金運営費交付金 (42 億 6,300 万円)

Ⅲ. 令和8年度農業委員会組織関係の予算概算決定の内容

(【 】は令和7年度予算額(概算決定額)との比較)

1. 農業委員会組織関係予算

(1) 機構集積支援事業(継続) 【34億6,700万円・対前年度7億1,800万円増】

[地域計画の実現に向けた支援 ①の支援]

前掲

(2) 農業委員会交付金(継続) 【47億1,800万円・対前年度同額】

前掲

(3) 農地利用最適化推進事業(旧:農地利用最適化交付金)(継続)

【39億1,900万円・対前年度1億3,200万円減】

[地域計画の実現に向けた支援 ①の支援]

前掲

(4) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金(継続)

【5億2,300万円・対前年度同額】

前掲

(5) 所有者不明農地対策事業(継続) 【1億3,200万円・対前年度3,300万円増】

前掲

(6) 農地調整費交付金(継続) 【4,700万円・対前年度同額】

都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等を支援するための予算。前年度同額が措置された。

2. 地域計画を核とした施策の構築

(1) 地域計画の実現に向けた支援(新規) 【526億8,700万円】

(令和7年度補正予算・936億1,900万円)

策定された地域計画について、農地の適正利用の確保までは話し合いを進めることができなかつた地域が見受けられることから、見直しを進めて完成度を高めつつその実現に向けた取り組みを後押しする予算をパッケージ的にまとめたもの。

① 目標地図に沿った農地の集約化

地域で一体となった生産性向上等に向けた集約化の取り組みを支援する農地集約化促進事業、機構集積支援事業、農地利用最適化推進事業、農地中間管理機構事業など関連施策を含めて6事業を明記。

(対象事業に[地域計画の実現に向けた支援 ①の支援]を付記)

② 地域計画に位置付けられた農業を担う者の経営発展等

地域計画の早期実現に向けて地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な機械・施設の導入等を支援する農地利用効率化等支援交付金など7事業を明記。

(対象事業に〔地域計画の実現に向けた支援 ②の支援〕を付記)

③ 受け手不在農地解消のための外部からの担い手の誘致

都道府県等が行う地域外の担い手の誘致を支援する農業経営・就農支援体制整備推進事業など4事業を明記。

(対象事業に〔地域計画の実現に向けた支援 ③の支援〕を付記)

④ 地域計画に沿った産地化等農業生産活動支援のための共同利用施設の整備等

産地の収益力強化に必要な産地基幹施設の整備等を支援する強い農業づくり総合支援交付金など3事業を明記。

(対象事業に〔地域計画の実現に向けた支援 ④の支援〕を付記)

(2) 担い手への農業用機械・施設の導入

【40億700万円・対前年度20億2,100万円増】

(令和7年度補正予算・122億8,600万円)

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援する。

(2-1) 地域農業構造転換支援対策(新規) 【29億2,000万円】

〔地域計画の実現に向けた支援 ②の支援〕

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援する(補助率:購入3/10以内、リース定額)「地域農業構造転換支援事業」(旧「農地利用効率化等支援交付金」のうち地域農業構造転換支援タイプの組み替え)と、認定新規就農者(65歳未満)の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援する(補助率:購入3/10以内、リース定額)「新規就農者チャレンジ事業」の2メニューからなる。

(2-2) 農地利用効率化等支援事業(継続) 【10億8,700万円】

〔地域計画の実現に向けた支援 ②の支援〕

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取り組みに必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援する(補助率3/10以内、補助上限:300万円)。旧「農地利用効率化等支援交付金」のうち融資主体支援タイプが独立した形。

(3) 集落営農連携促進等事業(継続) 【1億8,600万円・対前年度1,400万円減】

〔地域計画の実現に向けた支援 ②の支援〕

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取り組みを総合的

に支援する。

① ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の目指す農業の姿や具体的な戦略の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取り組みを支援する。

② 具体的な取り組みの実行への支援

収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の施策、販路開拓などに取り組む経費を支援する。

③ 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取り組みを都道府県（普及組織）やJ A、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援する。

3. 農地中間管理機構による集積・集約化

（予算額はいずれも各都道府県基金からの充当を含まない国費部分のみ）

（1）農地中間管理機構事業（継続）【46億4,400万円・対前年度3億6,800万円増】

〔地域計画の実現に向けた支援 ①の支援〕

農地バンクがリタイヤする農業者の農地を借り入れ、受け手が確保されるまでの間の保安全管理及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員の配置等による事業推進など、農地バンク事業の実施に係る経費を支援する。

農地バンク等が行う遊休農地の解消や畦畔除去の取り組みを支援する他、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行う。

とりわけ、権利移動の中心となる農用地利用集積等促進計画に係る事務の推進体制（人件費、農地相談員の配置、業務委託費等）の支援、取り扱い事業量の増加見込み分を加味しての一部増額。

（2）農地集約化促進事業（新規）（令和7年度補正予算・80億円）

〔地域計画の実現に向けた支援 ①の支援〕

地域計画の実現に向け、農地バンクを通じた貸借・農作業受委託により、農地の集約化等に取り組む地域を支援する。

生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた大規模な農地の集約等の取り組みを支援する。

地域計画で受け手が位置付けられていない農地等を活用して新たな担い手を誘致する団地の創出に取り組む地域を支援する。

① 集約化加速タイプ

農地バンクを通じた担い手の農地の集約化を推進するため、農地バンクから転貸された団地面積に応じて地域に支援金を交付する。

受け手不在の農地を含めて生産性向上に向けた大規模な農地の集約化や誘致団地の創出に取り組む地域に支援金を加算する。

② 地域集約化実現タイプ

農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域で目標地図に基づく集

約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に支援金を交付する。

目標地図に位置付けられた者への貸付（従来の地域集積協力金に相当するもの）も支援を継続する。

4. 農業生産基盤の整備・保全

(1) 農業競争力強化基盤整備事業（継続）

【624億6,900万円・対前年度52億9,400万円減】

（令和7年度補正予算・1,034億7,900万円）

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の更新・長寿命化等を行い、担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換、水利用の効率化、水管理の省力化等の推進を支援する。

(2) 農地中間管理機構関連農地整備事業（継続）

【上記(1)624億6,900万円の内数・対前年度52億9,400万円減】

（上記(1)令和7年度補正予算・1,034億7,900万円の内数）

〔地域計画の実現に向けた支援 ①の支援〕

農地中間管理機構への貸し付けが増加する中、担い手は基盤整備されていない農地を借り受けず、農地の所有者は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地の集積が進まない恐れがある。そのため、機構が借り入れている農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援する。

事業メニューは前年度同様で農地整備事業と実施計画等策定事業の2つだが、実施要件として生産コスト低減の場合、コメの生産コストが9,500円/60kg以下（前年度対比100円減）、地区全体の面積の1/2以上が1ha以上の区画であること（追加）、高収益作物の生産額がおおむね10%以上増加、麦・大豆等へ3割転換のいずれかを満たすこととなっている。

(3) 農地耕作条件改善事業（継続）

【202億7,500万円・対前年度4億3,200万円増】

（令和7年度補正予算・100億円）

〔地域計画の実現に向けた支援 ①の支援〕

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取り組み等をハードとソフトを組み合わせる支援する。

次の6点の支援は変更ないが、需要に応じて増額している。

① 農地集積促進

畦畔除去による区画拡大や暗きょ排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援。

② 高収益作物転換

高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の

研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取り組みを支援。

③ スマート農業導入

スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS（全球測位衛星システム）基地局の設置等を支援。

④ 病虫害対策

農地の土層改良や排水対策等の病虫害の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援。

⑤ 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する田んぼダムの実施に必要な基盤整備等を支援。

⑥ 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援。

※①～⑥の事業は組み合わせることが可能。

※事業対象地域は農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等（④～⑥除く）。

（４）大区画化等加速化支援事業（新規）【５億円】

（令和７年度補正予算・２５億円）

生産性の向上、生産コストの低減に向け、農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去、暗きょ排水等の簡易整備による農地の大区画化等の取り組みを支援する。

権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費の支援、大区画化等推進協議会の事務費を支援する。

５．最適土地利用総合対策（継続）

【７０億４，５００万円の内数・対前年度３億４，４００万円減】

※同事業は農山漁村振興交付金の内数として実施
（令和７年度補正予算・２９億２，５００万円）

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組をソフトとハード両面で総合的に支援する。

新たなメニューとして荒廃農地再生支援事業が追加され、話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、再生作業、支障物撤去、簡易な基盤整備、土壌改良等を支援することが可能。

農地の保全や粗放的利用を進める際に活用可能な事業で、市町村等のほか農業委員会が実施主体となることも可能。

６．農地の効率的な利用と人の確保・育成に関する予算

（１）農業経営・就農支援体制整備推進事業（継続）【６億円・対前年度同額】

（令和７年度補正予算・１億１０００万円）

[地域計画の実現に向けた支援 ③の支援]

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農・参入等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取り組みを支援する。

① 農業経営・就農サポート推進事業（継続）

都道府県が就農・参入や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農・参入等の相談対応、就農・参入候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取り組みを支援する。

② 経営発展・就農促進委託事業（継続）

農業者の経営基盤の強化に資する、農業経営人材を育成する研修プログラムや農業法人の企業価値評価手法等の研究・開発、農業参入に関する調査・分析を行う。

③地域外からの担い手参入促進緊急対策（令和7年度補正予算）

[地域計画の実現に向けた支援 ③の支援]

将来の受け手がいない農地を解消するため、都道府県・市町村と連携しつつ、民間事業者の知見・ノウハウを活用して、地域外からの担い手の参入を促進する。

④ 優良経営体表彰等事業（継続）

全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援する。

(2) 新規就農者育成総合対策（継続）

【104億2,700万円・対前年度3億2,100万円減】

（令和7年度補正予算・54億1,600万円）

就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付や、経営発展のための機械・施設等の導入、目標地図に受け手が位置づけられていない農地への新規就農者の誘致、農業教育の高度化等の取り組みを支援する。

① 経営発展への支援

経営発展支援事業（継続）

[地域計画の実現に向けた支援 ②の支援]

49歳以下で就農した認定新規就農者（親元就農者を含む）が、経営発展のために機械・施設の導入等をする場合に、都道府県支援分の2倍を国が支援する（国費上限500万円（経営開始資金を受給する場合は250万円）、国の補助上限1/2）。将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者には特別枠として「地域計画早期実現支援枠」を設ける（国費上限600万円）。

② 資金面の支援

ア. 経営開始資金（継続）

49 歳以下で就農した認定新規就農者に対して 1 人 1 ヶ月当たり最大 13.75 万円（対前年度 1.25 万円増）を最長 3 年間助成する（補助率：国 10 / 10）。

イ. 就農準備資金（継続）

新規就農に向けた研修を受けている研修生に対して、1 人 1 ヶ月当たり最大 13.75 万円（対前年度 1.25 万円増）を最長 2 年間助成する（補助率：国 10 / 10）。

③ 誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

ア. 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備（継続）

[地域計画の実現に向けた支援 ③の支援]

地域計画の策定で明らかになった受け手のいない農地に新規就農者を誘致するための体制づくりや誘致活動、研修農場の整備等を支援する。

イ. 農業教育高度化事業（継続）

農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業機械・設備等の導入や教育カリキュラム強化等の取り組みを支援する。

ウ. 農業人材確保推進事業（継続）

新規就農相談・情報発信、就農相談会の開催を実施し、多様な人材の確保を進める。具体的には、就農ポータルサイト「農業をはじめる. JP」での情報発信、全国データベースの管理・運営、相談員による情報提供活動等や、就農相談会（新・農業人フェア）等が実施される。

(3) 地域農業構造転換支援対策（新規、一部継続）

【29 億 2,000 万円・対前年度 9 億 3,400 万円増】

（令和 7 年度補正予算・128 億 5,600 万円）

新規参入法人や地域の中核となる担い手が、より多くの受け手のいない農地を引き受けられるよう農業機械・施設等の導入、スマート農業技術の研修教育の強化、就農直後から雇用で農業経営を発展させる意欲・能力のある経営体モデルの創出を支援する。

① 地域農業構造転換支援事業（継続）

前掲

② 新規就農者チャレンジ事業（新規）

[地域計画の実現に向けた支援 ②の支援]

前掲

③ スマート農業研修教育環境整備事業（新規）（令和 7 年度補正予算）

[地域計画の実現に向けた支援 ③の支援]

農業大学校や農業高校におけるスマート農業機械・設備の導入や教育カリキ

ユラムの強化の取り組み等を支援する（定額、1／2以内）。また、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援する（定額、補助上限7,000万円／地区）。

（4）雇用就農総合対策（継続）

【28億1,600万円・対前年度2億2,200万円減】

農業法人等による就農希望者の新規雇用、働きやすい環境づくり、他産地・他産業との連携による労働力確保、労働関係法制の見直しに対応するための体制整備等を総合的に支援する。

① 雇用就農資金（継続）

農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用し、研修を実施した場合、雇用元の農業法人等に対して1人当たり年間最大60万円を最長4年間にわたって助成する（総額240万円、補助率：国10／10）。全国機構の指定事業となっている。

② トライアル雇用就農促進事業（継続）

正規雇用に向けて行われるトライアル雇用就農のマッチング及びフォローアップ等を支援する（上限1,000万円/県）。

③ 雇用体制強化事業（新規）

労働関係法制の見直しに対応するための周知活動や現場のフォロー体制の構築、労災保険の任意加入を推進するための取組を支援する（定額）。

（5）外国人材受入総合支援事業（継続）

【2億4,700万円・対前年度5,100万円増】

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等に加えて、外国人材に対する学習機会の提供の取組を支援する。

① 技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための試験の作成・更新・実施を支援する。令和9年度から施行予定の育成就労試験実施の準備をする。

② 外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知等の取り組みを支援する。

農業分野において、外国人材向けの情報発信を強化する取組を支援する。

飲食料品製造業及び外食業分野において、特定技能外国人の受入れ体制強化を支援する。

③ 雇用就農緊急対策のうち外国人材の呼び込み体制の強化に対する支援

(令和7年度補正予算)

農業分野において、海外の教育機関等と連携した現地説明・相談会の開催の取組、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のためのカリキュラム作成・産地講習会の開催等の取組を支援する。

7. 共同利用施設の整備支援（拡充）【337億5,200万円・対前年度138億円増】

食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組、産地の収益力強化及び食品流通の合理化に必要な産地基幹施設や卸売市場施設の整備等を支援する。また、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援する。

(1) 強い農業づくり総合支援交付金

[地域計画の実現に向けた支援 ④の支援]

① 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料システム構築するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援する。

② 産地基幹施設等支援タイプ

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援する。

③ 卸売市場等支援タイプ

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要ストックポイント等の整備を支援する。

(2) 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

[地域計画の実現に向けた支援 ④の支援]

① 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援する。

② 再編集約・合理化のさらなる加速化

①の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援する。

8. その他経営対策

① スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置（継続）

【34億1,900万円の内数・対前年度2億7,700万円減】

地域計画に位置付けられた認定農業者等を支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する。

② 飼料備蓄・増産流通合理化事業

国産飼料増産対策事業うち飼料生産組織の運営強化等支援（継続）（公募）

【17億6,100万円の内数・対前年度100万円増】

飼料生産組織の人材の育成・確保や持続性を高める取り組みを推進するため、オペレーター確保のための募集活動や、大型特殊免許や必要な技術資格の取得、人材育成のための研修を支援する。

9. 女性の活躍推進関係

女性が変える未来の農業推進事業（継続）

【7,200万円・対前年度1,200万円増】

（令和7年度補正予算・12億7,500万円の内数）

女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、女性が働きやすい環境づくりや女性グループの活動推進、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成や女性農業者の活躍事例の普及、登用に向けた意思決定層の意識啓発、ジェンダーギャップ解消の実証等の取組を支援する。

（1）女性が変える未来の農業推進事業

① 女性活躍に向けた全国事業

農業分野における女性の登用に向けた各組織の意思決定層のコミットメント強化や地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及の取組を支援する。

② 地域における女性活躍推進事業（地域事業）

各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、地域の女性農業者グループの活動、女性農業者の育児と農作業のサポート活動、女性の継続雇用促進等の取組を支援する。

（2）雇用就農緊急対策のうち女性の就農環境改善・活躍推進事業

（令和7年度補正予算）

男女別トイレや更衣室の確保等の女性が働きやすい環境の整備や全国女性リーダー育成研修の実施、女性グループの活動支援、女性登用に向けた地域内ジェンダーギャップ解消等の取組を支援します。

10. 農業者年金事業（継続）

（1）農業者年金事業（継続）【760億500万円・対前年度同額】

① 特例付加年金助成補助金（継続）【6億2,100万円・対前年度同額】

新制度に加入する認定農業者等の負担軽減を図るため、保険料の一部（最大1/2）を助成する。助成分の保険料は、経営継承を行った者に支給される特例付加年金の給付に充てるために積み立てられる。

② 農業者年金給付費等負担金（継続）【753億8,400万円・対前年度同額】

旧制度による年金等の給付に必要な費用等を負担する。

(2) (独) 農業者年金基金運営費交付金 (継続)

【46 億 300 万円・対前年度 3 億 4,000 万円増】

独立行政法人農業者年金基金が適切かつ円滑に業務を行うために必要となる経費を交付する。

11. 都市農業機能発揮対策【70 億 4,500 万円の内数・対前年度 3 億 4,400 万円減】

(令和 7 年度補正予算額 29 億 2,500 万円の内数)

※同事業は農山漁村振興交付金の内数として実施

都市住民と共生する農業経営を実現するため、農業体験、農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市農地の貸借促進に係る取り組み等を支援する。アドバイザーの派遣やモデル的な取り組みの支援も行う。

IV. 当面の組織対応

令和8年度の農業委員会組織予算は、農地利用最適化推進事業（旧：農地利用最適化交付金）が微減となったが、農業委員会交付金等で前年度同額を確保した上で、「機構集積支援事業」「所有者不明農地対策事業」が一部増額され、総額127億5,900万円を確保した。

農地利用最適化推進事業は1億3,200万円の減額。令和7年度は予算が5億900万円も減額された上、執行率も大幅な改善が図られておらず、令和9年度以降の予算確保のためにも、予算の完全消化を目指す必要がある。令和8年度は農業委員等の統一改選期であり、上乘せ報酬条例の制定により委員報酬の活用を推進することが重要である。併せて、事務費として配分される農業委員会の実績に応じた交付金は、農業委員会事務局の臨時職員の人件費や業務委託などでも活用できるため、事務局の負担軽減を図るための活用を再検討されるよう支援する。

一方、8年度は地域計画のブラッシュアップに向けた活動等、農地利用の最適化を支援する重点対策が措置されたため、農地所有者等への意向確認、農地の利用調整等に活用する農業委員会の掘り起しとその支援を行う。

所有者不明農地対策事業は農地の利用調整や地域計画の実現に向けて緊急性が高い又は近い将来の支障が生ずると懸念される農地を中心に対象地区を選定し、所有者不明農地の早期の解消又は活用を支援する。

1. 農業委員会組織予算の確保状況等の点検とフォローアップ

- 農業委員会組織予算の確保・活用が進むよう、市町村農業委員会における令和7年度の「機構集積支援事業」と「農地利用最適化推進事業」の活用状況、農地台帳の整備状況について徹底した点検作業とフォローアップを実施する。
- とりわけ農地利用最適化推進事業については、以下の取り組みを徹底する。
 - ① 予算活用に向けた取り組み（主にこれまで未活用の農業委員会）
 - ・市町村の予算部局や議会の理解促進
 - ・市町村での予算計上（特に交付額決定後の補正予算の計上）
 - ・事業実施要件の達成（最適化指針の作成、ガイドライン対応、農業委員会サポートシステムの更新）
 - ② 配分額の使い切りに向けた取り組み（主にこれまで一部活用の農業委員会）
 - ・上乘せ報酬条例の制定
 - ・事務費（臨時職員人件費、農地利用の最適化活動の経費、外部ファシリテーターの謝金、所有者不明農地の解消活動の経費、タブレットの通信費等）の活用
- 農業委員会予算について事務局だけでなく農業委員・推進委員、特に農業委員会会長等への周知を徹底する。

2. 行政ルートとの連携による予算確保対策の強化

- 市町村・都道府県段階における予算要望の作業スケジュールを踏まえ、都道府県所管部局および市町村財政当局との連携を密にして、予算の確保に向けた取り組みを進める。

- 国（地方農政局）との連携により、都道府県・市町村部局に対する農業委員会組織予算の確保・活用についての働きかけを行う。
- 農業委員会事務局の体制整備のために拡充された「地方交付税交付金」の算定基礎の農業委員会職員数の増員（職員配置：平成 22 年度より 3 人→5 人）や農業委員会の担う役割等を踏まえ、市町村長等への予算措置及び事務局体制強化の働きかけを支援する。正職員の増員が難しい場合には、臨時職員の増員を働きかけることに留意する。

3. 都道府県機構（農業会議）における巡回支援費活用の検討

- 機構集積支援事業の巡回支援費が令和 7 年度と同額の 2 億 3,000 万円で措置されており、引き続き本予算を十分に活用するための対応を検討する。
- 特に、臨時職員の人件費については、農業委員会の事情に精通した都道府県、市町村及び都道府県機構（農業会議）のOB等の適任者の確保を検討する。

以上

令和9年度 農業政策・予算に関する要望書
(原々案)

令和 8年 6月

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 菊 入 等

令和9年度 農業政策・予算に関する要望

北海道の農業は、大規模で専門的な経営が主体となって、安全・安心な食料を供給することにより、我が国の食料安全保障に貢献するとともに、本道の経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしてきた。

気候変動による異常気象の頻発化、家畜伝染病の広域的な蔓延、世界情勢の不安定化など、食料の安定供給体制の確立が課題となる中において、全国の農業産出額の約15%を占める北海道農業は食料安全保障の観点においても重要な役割が期待される場所である。

しかしながら、我が国の人口は、2011年以降、減少に転じており、本道においては、令和7年11月に住民基本台帳ネットワーク上で500万人を下回っている状況で、2050年には、2020年比で約27%減の382万人程度まで減少すると見込まれており、慢性的な労働力不足が顕著化している。

また、本道の農業経営体数は、3万経営体を下回っており、担い手の人材確保・育成が重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、一般社団法人北海道農業会議は、本道市町村農業委員会とともに、農地、担い手に係る対策を中心とした政策提案をとりまとめた。

政府並びに国会において、今後の農業施策及び令和9年度農業予算の立案において、本道農業が持つ潜在力を最大限に発揮しながら、将来にわたってその役割を果たすことができるよう、次の提案事項の実現について強く要望する。

令和 8年 6月 1日
一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 菊 入 等

【人口減少下における担い手の育成・確保】

1. 担い手の育成・確保に必要な方向性について

～ 地方創生と担い手の育成・確保 ～

我が国の食料安全保障を構築するためには、農地政策として、農地の総量を確保し、農産物の生産振興を推進し、それらを実現するための基盤整備を促進することが必要であるが、最終的には、農業を担う者を確保することが最重要項目となる。

また、担い手の育成・確保を行うためには、住環境の維持・整備は不可欠であることから、地方創生と一体的に担い手対策を実施しなければ大きな効果は発揮されない。

人口減少下において、農業の担い手を確保することは、我が国の食料安全保障を構築するだけでなく、農村部における地方創生を行うことにもつながることから、従来の政策を改め、省庁をまたがるプロジェクトチームを創設し、これまでの政策の検証を行った上で、担い手対策を再構築すること。

2. 新規就農対策・担い手対策の再構築 ～シニア層の人材活用～

少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、2025年4月からは、65歳までの雇用の確保が義務化されている。

しかしながら、農林水産省が作成している「新たな食料・農業・農村基本計画のポイント」では、サステイナブルな農業構造の構築のため、親元就農や雇用就農の促進により49歳以下の担い手を確保するとされており、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正等が反映されていない。

農業者の人口減少・高齢化は、日本全体の状況より加速的に進んでいることから、多様な人材の確保が急務である。

また、近年、トラクター・コンバインなどの農業用作業機械、ビニールハウスなどの農業用資材が高騰しており、新規就農をする場合における高額な初期投資が課題である。

このため、既存の新規就農者育成総合対策の年齢制限の引き上げ又は撤廃を行うとともに、就農時における機械・資材の導入を含めた総合的な対策へ再構築すること。

3. 農家後継の確保対策の構築

親元就農を含む新規就農者数は、年々減少しており、2024年の本道の新規就農者数は372人となっており、400人を下回る状況となっている。

新規就農者数の減少については、農家後継による「Uターン」が大幅に減少していることがあげられるが、その背景には、親の経営が抱える事業負債が多額となっていることが想定される。

農業者数の減少に歯止めをかけるためには、農家後継を確保することが最も効率的であることから、親が事業承継後に後継者の経営へ関与しないことや、親が一定程度、負債の責任を負うことを前提に、制度資金等の借換を可能とするしくみを構築すること。

4. 関係人口の増加による地域の活性化（地方創生）

新規就農・農家後継を安定的に確保していくためには、ライフラインなどの住環境の整備も併せて行う必要があり、過疎地帯においては、地方創生と一体的な農業の担い手の育成・確保が必要となる。

政府は、地方創生において、人口減少下における地方創生として、地域に定期的に訪問する人口、関係人口を増加することにより、過度な東京一極集中の弊害を是正するとしている。

国土交通省の「関係人口の実態把握」を基に数値化してみると、北海道の関係人口は、2,000人弱程度しか把握されていない。また、5万人以上の人口がある市町村を除くと、北海道内で把握されている関係人口は、400人弱という状況であり、関係人口による地域の活性化が可能なレベルとなっていない状況にある。

過疎地域の衰退に歯止めをかけるためには、関係人口の増加と定住人口の増加が必須である。

また、政府は、関係人口を増加することにより、過度な東京一極集中の弊害を是正するとしているが、「都道府県別の経済的豊かさ（可処分所得と基礎支出）」（国土交通省）によると、通勤の機会費用も加味した場合、群馬県 35 位、埼玉県 38 位、神奈川県 43 位、千葉県 44 位、東京都最下位と首都圏程豊かでないとされていることから、関係人口を創出するための方策が不可欠な状況である。

このため、関係人口を増加させることを目的に、各市町村役場にマイナンバーカードチェックイン機を設置し、土日祝日における在住している市町村から市町村外への移動距離に応じて、マイナポイントを付与するなど、関係人口の増加を喚起させる対策を講じること。

5. 地方創生による地域の活性化（民間活力の活用）

我が国における上場企業は約 4,000 社であり、うち東京都内の上場企業は約 2,000 社となっており、いずれも全国の 1,724 市町村を超える企業数となっている。

食品関係工業出荷額は、11 道府県で 20%を超え、北海道・鹿児島県などでは、40%を超える状況となっており、地方経済の基盤となっている。

また、地方経済は、国内 GDP の 60%を超える状況となっており、地方経済なくして、日本経済は成り立たないと考えられる。

さらに、市町村によっては、人口減少対策における一種の諦観を持っている部分もあり、外部の人材による新たなアイデアが必要と考えられる。

このため、上場企業における農村部への社会貢献制度を構築し、農村部への人的支援・物的支援・資金的支援が行われることにより、関係人口を増加し、農村部における生産空間・地域コミュニティの維持・発展を図ること。

6. 地域経済維持のための支援施策の構築

本道農村部において持続可能な農業経営を育成するためには、地域経済がしっかりと維持され、住環境が充実することが必要である。

しかしながら、経済センサスから推測すると、道内の雇用の80%を占める中小企業は、20年後の2045年には、6万社となると推測され、2021年の13万社強と比較すると半減することになる。

道内の中小企業の衰退は、北海道経済並びに、農村部における住環境の悪化など様々な悪影響を及ぼすことが予想される。

令和7年12月23日に閣議決定された「地方創生に関する総合戦略」では、地域経済の活性化による雇用の創出、若者や女性が地域に定住しやすい環境を整備することによる人口の定住促進、地域資源を活用することによる産業の振興などが地方創生の目的とされている。

このため、地方創生に関する総合戦略に基づき、早急に関連施策を展開するとともに、地方創生を実現すること。

【食料安全保障の構築】

1. 我が国の食料安全保障について

ウクライナ・パレスチナ・ベネズエラなどに見られるように世界情勢は、不安定化している状況にある。

食料の大半を輸入に依存している我が国における食料安全保障は、世界情勢と直結していると言っても過言ではない。

本年1月の米国によるベネズエラへの介入は、ウクライナ侵攻を続けるロシアや、台湾問題を抱える中国にとっては、武力行使を正当化する要因となることが想定され、急速に世界情勢が悪化していく可能性がある。

このため、「食料安全保障強化政策大綱」（令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）に基づき、早急に食料安全保障の強化を行うこと。

2. 農産物の再生産可能な価格形成の構築と所得補償制度の構築

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の改正法案が、令和7年6月11日に成立し本年度より施行されたところである。

改正法では、農林水産省が認定した指定飲食料品等事業者等が組織する団体が、適正価格の指標を作成し公表するとされている。

しかしながら、米の店頭価格での高騰に伴い、適正価格が形成される前の段階において、「コメは5キロ3,000円台でなければならない」など、米の店頭価格における上限値が設定された形となっている。

中東情勢の悪化、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、台中関係の緊迫化などにより、さらに農業用資材等の高騰が見込まれる中において、事実上の上限価格は、コスト割れを起こす要因となり得る。

このため、サステイナブルで再生産可能な価格の形成にあたり、国が責任をもって対応すること。

また、価格が形成された後、再生産が困難となった場合における所得補償制度の整備を行うこと。

【中長期的な先に見える農政の実現】

農業政策は、国民に良質な食料を安定的に供給することが使命であると考ええる。

このため、時代に併せて変化する部分と、時代が変わっても変化しない部分が必要となる。

平成 19 年に導入された「品目横断的経営安定対策」は、平成 21 年には「個別所得補償制度」に、さらに平成 25 年には「経営所得安定対策」など、農業経営の根幹をなす政策においても、政権交代があったにせよ、目まぐるしく改正されてきた状況にある。

こうした状況の中で、営農を行う担い手は、国の農政に振り回される事態に陥ってきた。

農業の担い手が減少する中において、意欲と希望をもって営農を継続するためには、時代が変わっても変化しない農政の根幹を構築する必要がある。

このため、「食料・農業・農村基本法」並びに「食料・農業・農村基本計画」に基づく中長期にわたって変化しない確固たる農業政策を構築し展開するとともに、食料自給率の向上に努めること。

【物価高対策に伴う措置について】

政府は、物価高騰対策の一つとして、食料品に対する消費税の課税の一時的、2年間の停止を検討している状況にある。

消費者目線で考えた場合、消費者の負担軽減となるが、消費税は、消費者が負担した税を各段階の生産者等が納税をする仕組みとなっていることを考えると、本来、消費税を負担する消費者が一時的ではあっても負担をしないことになる。

従って、今回の対応により、生産者が負担している生産資材等に係る消費税を転嫁することができなくなる。

こうした場合、仮受消費税より仮払消費税が多くなることから、消費税の還付を受けることは可能と考えられるが、還付時期が遅いことから、生産者の資金繰りに影響がでる可能性がある。

このため、食料品等への消費税の課税の一時的に停止することに対する農業者等の生産者に対する負担の軽減策も構築すること。

【予算関係等】

1. 農地中間管理事業の予算の確保

令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が、本年4月に完全施行された。

これに伴い農地の貸借・売買ともに、農地バンクが本道の農地の流動化の大半を担うことになることから、本道の農地の流動化に支障が出ないように十分な予算を確保すること。

2. 経営安定対策関係

(1) 経営所得安定対策

今後の食料需給については、世界的な不作による食料不足や価格高騰が生じるリスクが増大していることや、気候変動が主要作物（とうもろこし、大豆、小麦）の単収に与える影響が、世界的にはマイナスとなる評価が太宗を占めている中において、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ、そば及びなたねの戦略作物の生産を支える経営所得安定対策の役割は、今後さらに重要となってくる。

このため、引き続き経営所得安定対策等に関する関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。

(2) 農業経営基盤強化準備金制度の恒久化

農業経営基盤強化準備金制度は、経営改善計画に基づく計画的な経営改善の実現と地域農業経営基盤強化促進計画における目標地図の実現による担い手への農地の集積・集約化に寄与する制度であることから、恒久的な制度とすること。

(3) スーパーL資金・近代化資金の予算の確保等

農業経営における投資額は年々増加する傾向にあることから、農業経営の投資負担を軽減するための支援として、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）及び農業近代化資金の金利負担軽減措置について、引き続き必要な予算を確保すること。

3. 基盤整備事業関係

農地の集積・集約化の実現や、持続可能な農業経営を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に実施することが不可欠である。

このため、ほ場の大区画化や排水対策・草地改良をはじめとした農業農村整備事業等について、十分な予算を確保すること。

また、農地中間管理事業と併せて実施することができる農地中間管理機構関連農地整備事業については、本道では、採択要件を満たせない地域が多いことから、採択要件等の見直しを行うこと。

4. 過疎地域への配慮

過疎が進んでいる農村地域においては、建設業者などが不在となっていることも多く、農業用施設等を設置する場合などにおいては、遠方の建設業者に依頼せざるを得ない状況に陥っているなど、あらゆる面において、不利となっている。

このため、過疎地域における不利条件の緩和措置として過疎加算など、補助事業における条件不利を緩和する措置を構築すること。

5. 農業委員会関係

市町村農業委員会は、農地の権利移動、農地転用許可事務、遊休農地に関する措置、農地情報の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行するとともに、これら農地行政を通じて農村現場における担い手の育成・農業振興・地域経済の維持を図る重要な役割を担う行政委員会である。

このため、市町村の財政状況に左右されずに農業委員会の使命を果たす必要があることから、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

また、農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金についても、農地利用の最適化、担い手への農地集積・集約化に関する業務を推進するため、必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生未然防止、農地法等に基づく業務、地域計画を実現するために必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。

令和4年度に情報収集等業務効率化支援事業により導入されたタブレット端末について、法定耐用年数を経過する時期にある。

現在の農業委員活動において、タブレット端末が必要不可欠となっていることを踏まえ、タブレット端末の更新等に係る費用の支援を行うこと。

さらに、農業委員会サポートシステムにおける航空写真については、定期的に更新されている状況にあるが、地域によっては、更新頻度が低いところも見受けられることから、更新頻度を改善すること。

【その他】

1. 農地における譲渡所得税への対応

農地を売却した場合の概算取得費については、租税特別措置法第 31 条の 4 の規定により、5/100 とされている。

本道における農地価格は昭和 50 年代から平成元年をピークに下落傾向が続いており、平成以降に購入した農地を売却した場合に、5/100 の概算取得費では税の公平性が確保できていない状況にある。

このため、購入した時期を考慮した段階的な制度を導入すること。

2. 農業者年金制度の充実

農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度においては、経営主の直系卑属の配偶者に対しては加入が認められていない状況にある。

このため、農業経営において、経営主・配偶者・経営主の直系卑属の後継者に加え、後継者の配偶者も重要な担い手であることから、経営主の直系卑属の後継者の配偶者も政策支援の対象とすること。

3. 鳥獣被害対策の充実について

改正鳥獣保護管理法により令和7年9月より、緊急猟銃として、市街地等に出没したクマ等に対する発砲が可能となったが、これにより、農産物等への鳥獣被害が減少するわけではないと考えられる。

また、現行の鳥獣駆除については、本来、狩猟を目的とするハンターへ協力を求めて駆除するやり方であり、現在、我が国には、鳥獣駆除を目的とした組織等が存在していない。

北海道における野生鳥獣による農林水産業被害は、令和元年以降増加傾向となっており、鳥獣被害の抜本的対策が必要な状況となっている。

抜本的に鳥獣被害を防止するためには、① 野生鳥獣の絶対数の減少と厳格な管理 ② 農地への侵入防止措置 ③ 駆除におけるあり方の再整理が必要である。

また、農地への侵入防止措置を講じようとする場合、山際などの森林部分との境目に侵入防護柵を設置するとともに、ほ場において電気牧柵を設置することで、効果的な侵入防止措置となると考えられるが、現行の補助事業では、いずれか一方の柵にしか対応できないなど、効果的な防止措置を講じることができない状況となっている。

このため、鳥獣被害対策として、野生鳥獣の厳格な管理を行うことや、ハンター以外による鳥獣駆除の方法の検討、並びに、中山間直接支払制度等の補助事業における鹿柵・侵入防護柵、電気牧柵の設置について、柔軟な対応を行うこと。

4. 家畜伝染病等の侵入・まん延防止対策の強化

家畜伝染病や病害虫の侵入・まん延防止対策の強化を図るため、衛生管理体制を強化すること。

また、海外悪性伝染病の防疫措置に関し、財政支援の拡充とともに、発生農場等の経済的影響の緩和や風評被害防止策を講じること。

さらに、感染経路が特定されていない家畜伝染病等も存在することから、原因究明を行うとともに、効果的な対策を講じること。

5. 産業動物に従事する獣医師の確保

酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化している。

令和3年6月18日に閣議決定された規制改革実施計画により、獣医師による家畜の遠隔診療を初診から可能とする対応がとられているが、治療行為が必要となる場合においては、速やかな治療とならずタイムラグが生じる状況にあり、抜本的改革とはなっていないのが現状である。

このため、産業動物に従事する獣医師の確保対策について強化すること。

6. 農産物の輸送手段の確保

2024年問題をはじめとする物流・運送業界におけるトラックドライバー不足の問題は、首都圏への農産物の輸送への影響も懸念されるものであり、我が国の食料安全保障を構築する上では大きな課題となると考えられる。

農産物の大量輸送においては、トラック・JR貨物・船舶のバランスの取れた輸送体制を構築することが必要となる。

特に、鉄道輸送力については、少ない人員で大量に輸送できることから、重要な輸送手段として活用を充実することが必要となるが、JR北海道では、赤字路線の維持が困難とされているところである。

このため、鉄道輸送力の維持のための支援・対策を充実すること。

7. 自然災害等による農業被害への支援

気候変動による干ばつや大雨などの異常気象の頻度が高くなっていることから、大規模自然災害に備えた防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・治山事業等の推進、また、老朽化した明渠など農業用インフラの再整備の迅速化、さらに交通・物流・情報など重要インフラの強靱化を図ること。